

年金機構けんぽからのお知らせ (第 205 号) 31. 1. 25

【『医療費のお知らせ』及び『ジェネリック利用促進のご案内』を発行します】

当健康保険組合では、健康保険組合事業運営指針（厚生労働省保険局長通知）に基づき、保険給付に要する費用の適正化を図る観点から、

- ① 加入者の皆様の大切な保険料で支払われている医療費について、当該医療にかかった費用全体の額をお知らせし、月別・医療機関別の受診状況をご確認いただくとともに、医療費の実情をご理解いただき健康に対する認識を深めていただけるよう、「医療費のお知らせ」を発行します。
- ② また、加入者皆様のお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることを目的として「ジェネリック利用促進のご案内」を発行します。

（※両方お知らせともに2月上旬から順次発送いたします。）

《医療費のお知らせについて》

1 「医療費のお知らせ」について

(1) 対象医療費

平成30年3月から12月までの間に当健康保険組合に請求のありました診療報酬明細書及び柔道整復施術療養費（はり・きゅう、あん摩等含む）が対象となります。（原則、平成30年1月から平成30年10月診療分が対象となります。）

(2) 発行対象者

平成31年1月現在において、当健康保険組合の加入者として資格を有する被保険者及びその被扶養者（資格喪失者、または被扶養認定削除者は除かれます。）のうち、上記（1）の対象医療費がある方が対象となります。

(3) 発行方法等

被保険者、被扶養者それぞれ個人ごと（親展）にお知らせ（ミシン目入り封書タイプ型）を作成し、被扶養者分を含めて対象被保険者の所属する拠点宛て（対象者が被扶養者のみの場合も、被保険者の所属する拠点経由にて）送付いたします。

拠点経由にてお送りすることとしておりますので、ご担当者の方には大変お手数をお掛けしますが、被保険者の方へ配付をお願いいたします。

(4) その他

- ・ 「医療費のお知らせ」は、再発行できませんので大切に保管してください。
- ・ 確定申告（医療費控除）の手続きにも利用することができます。医療費が記載されていない場合は、医療機関発行の領収書が必要となりますのでご注意ください。

- ・ 「医療費のお知らせ」に関して、ご不明な点がございましたら、日本年金機構健康保険組合業務課（電話 03-5336-0313）にご照会ください。

2 「医療費のお知らせ」の見方

(1) 留意事項等について

- ① 記載されている医療費の総額等のうち、保険医療機関等受診分については、審査機関より請求のありました診療報酬明細書（レセプト）の内容（決定点数）を基に作成しています。
- ② 精神にかかる治療で医療機関に受診した場合や、医療機関等からの請求が遅れている場合等については記載されていません。
- ③ 健康保険適用で受けた診療分を記載していますので、健康保険適用外の費用（入院時の個室料や歯科の差額材料費など）や入院時の食事の費用は含まれていません。

(2) 記載内容について

【医療費のお知らせイメージ】

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
診療等を受けた方	診療年月	日数又は回数	診療区分	医療費の総額(円)	健保組合が支払った額(円)	国等からの公費負担額(円)	自己負担額(円)	医療機関名等
〇〇 〇〇	30:10	1	医科外来	4,890	3,423		1,467	□□□病院

①	診療等を受けた方	受診者名（受診時点での氏名を記載）
②	診療年月	診療等を受けた年月
③	日数又は回数	その月に受診した日数（回数）
④	診療区分	医科外来、医科入院、歯科外来、歯科入院、調剤、柔整師会、鍼灸、按摩等の区分
⑤	医療費の総額	当健康保険組合の健康保険適用で受けた医療費の総額（決定点数×10円）
⑥	健保組合が支払った額	医療費の総額のうち健康保険組合が負担した額
⑦	国等からの公費負担額	国が定める法律に基づき、国等から助成を受けられた場合の額（該当の場合のみ記載）
⑧	自己負担額	一部負担金相当額（1円単位）を記載していますが、医療機関の窓口等での負担額は10円単位となっておりますので、実際の支払額と異なる場合があります。また、市区町村の助成を受けられた場合等も、実際の支払額と異なる場合があります。
⑨	医療機関名等	受診した医療機関名等を表示（柔道整復施術療養費の場合は、医療機関名等の欄は空欄となります。）

《ジェネリック利用促進のご案内》

○「ジェネリック利用促進のご案内」について

(1) ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品とは、厚生労働省によって先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつと認められた医薬品のことであり、先発医薬品に比べ安価となっています。

これにより、加入者皆様のお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながるものです。当健康保険組合が提供している「ジェネリック医薬品希望」シールを貼付（広報誌第11号の7ページに貼付）していただくようお願いします。

(2) 発行対象者

当健康保険組合における加入者のうち、平成29年10月から平成30年9月診療分の12ヶ月間の調剤報酬明細書の中から、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方を対象としており、すべての加入者に通知されるものではありません。

(3) 発行方法等

被保険者、被扶養者それぞれ個人ごと封書（親展）により、自己負担軽減可能額をお知らせします。被扶養者分を含めて対象被保険者の所属する拠点宛て（対象者が被扶養者のみの場合も、被保険者の所属する拠点経由にて）送付いたします。

医療費のお知らせ同様、拠点経由にてお送りすることとしておりますので、ご担当者の方には大変お手数をお掛けしますが、被保険者の方へ配付をお願いいたします。

(4) その他

- ・ 「ジェネリック利用促進のご案内」は、再発行できませんので大切に保管してください。
- ・ 「ジェネリック利用促進のご案内」に関して、ご不明な点がございましたら、日本年金機構健康保険組合総務課（電話 03-5336-0312）にご照会ください。